



平成 29 年 11 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社大生産業
代表者名 代表取締役 梅村忠生
(コード番号・1403)
問合せ先 経理課
役職・氏名 山下和憲
電 話 077-586-3456

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年11月30日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、平成29年12月26日開催予定の当社第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社が平成 17 年 8 月にグリーンシート銘柄として指定を受けて以来、11 年あまり株主様から従前と変わらぬご支援のもと歩んで参りましたが、誠に残念ながら平成 30 年 3 月をもってグリーンシート銘柄制度は廃止されることになりました。

これに伴いまして、制度廃止後はグリーンシート銘柄としての取引に必要とされていた株券の発行が不要となることに加え、株券の紛失や盗難の防止がはかれることより、平成 30 年 3 月 31 日を効力発生日として、株券を発行する旨の定款の規定を削除するとともに、関連する規定の一部変更を実施するものであります。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係わる株券を発行する	(削除)
(株主名簿管理人) 第 8 条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第 7 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成及び備置きその他株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)

<p>第 9 条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第 8 条 <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第 10 条 - 第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 9 条 - 第 31 条 (条数繰上)</p>
<p>第 6 章 情報開示 (会社内容説明書の作成)</p>	
<p>第 33 条 <u>当社は、日本証券業協会の定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄として要求される会社内容説明書その他開示すべき書類を同協会が定める提出期間までに作成する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 3 条 <u>本附則第 1 条から本条までは平成 31 年 4 月 1 日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 今後の予定

今期の定時株主総会で株券を発行する旨の定款の規定を廃止する議案が付議される予定です。

株主総会からグリーンシート銘柄制度廃止、株券不発行に係わる日程は次の通りとなる予定です。

定時株主総会開催日	平成 29 年 12 月 26 日	(火曜日)
取扱証券会社による当社株券のグリーンシート銘柄としての指定取消し届出日	平成 29 年 12 月 26 日	(火曜日)
グリーンシート銘柄としての取引最終日	平成 30 年 3 月 30 日	(金曜日)
グリーンシート銘柄としての指定取消日	平成 30 年 3 月 31 日	(土曜日)
株券不発行に係わる定款変更の効力発生日	平成 30 年 3 月 31 日	(土曜日)

以上